

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 376 回

円安が継続しています。円安のメリット、デメリットはいろいろあると思いますが、輸入産業の方や一般国内消費者の皆様にとっては原料代金が上昇しコストアップにつながり、物価の高騰を引き起こし決して安閑とはしてられませんね。また生産コストが上がると販売価格を値上げすることができなければ利益はだんだん下がってしまいます。大企業はこの価格転嫁をしてきており、なんとか生き延びている企業も多いですね。皆様の会社はいかがでしょう？

さて、こういった厳しい状況になると新しい事業を考えていらっしゃる方も多いかと思います。その時まず考えなければならないのは「顧客の創造」ですね。そして「我々の事業は何か」という問いを自分自身に発し、正しく答えることができなければ、新事業はできませんね。

「我々の事業は何か」

- ・顧客は誰か お客様の変化をしっかりと見ておいてください
- ・顧客は何を買うか
- ・顧客は何を求めているか
- ・事業は何になるか

上記の課題をしっかりと現場で考えてこそ新しい事業展開が可能になるかと思えます。また現在の事業をより発展させるためにも、しっかりと考えて行動する必要があります。

大変厳しい社会情勢下ですので、あと一歩自分自身を見つめ直していかなければいけませんね。頑張ってください。

## 前田の《今人生を語る》第 281 回

## めざめよ日本人 (203)

「我々は失敗して、その結果からの学びを蓄積し次は成功する」

それがないと次へつながらない。

あなたも、あなたの会社も、そして従業員の皆様もぜひ実行してください。

令和 4 年の年末調整・令和 5 年分以降の給与に関する源泉徴収事務について、留意点をいくつかご説明させていただきます。

## 1. 所得金額調整控除の適用漏れについて(過年度での改正)

令和 2 年分以後の所得税より所得金額調整控除が開始されましたが、対象となるものの、控除を適用していないケースが散見されるようです。この控除は給与収入金額が 850 万円を超える所得者が、特別障害者に該当する場合又は年齢 23 歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に適用できます。

例えば夫婦共に適用対象となる給与所得者であり、年齢 23 歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合には、扶養控除とは異なりその夫婦の両方がこの控除の適用を受けることができます。また子どもの年齢は 23 歳未満が要件のため、16 歳未満でもこの控除の適用を受けることができます。

## 2. 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用について(令和 5 年分以後所得税)

扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって、

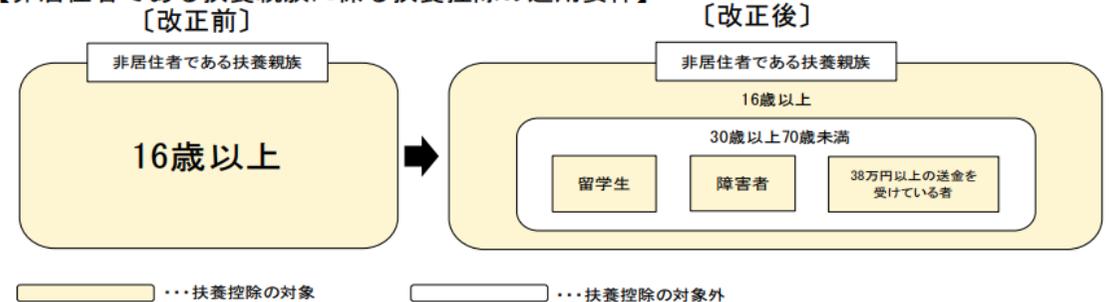
イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

ロ 障害者

ハ 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

のいずれにも該当しないものが除外されました。

## 【非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件】



国税庁「源泉所得税の改正のあらまし 令和 4 年 4 月」より

このうちイに該当する場合は「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出する際に、現行の親族関係書類に加えて、イに該当する旨を証する「留学ビザ等書類」の提出が必要となります。(令和 4 年の年末調整時に令和 5 年分の申告書を回収する場合、確認が必要となります。)

## 3. 住民税における配偶者・扶養・ひとり親控除等について(令和 5 年分扶養控除等申告書)

住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、所得税と異なり退職所得の金額は含めないこととされているため、扶養控除等申告書の住民税に関する事項に、退職手当等を有する配偶者・扶養親族の欄が増設されました。この欄の令和 5 年中の所得の見積額には、退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。これにより所得税においては扶養親族等とされない又はひとり親等に該当しないけれども、住民税においてはその要件を満たす者を確認します。

※税務署より送付される年末調整に関する書類について、今後手引等は同封されず、ホームページでの掲載になるとのことです。(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm)